

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和3年4月30日認可した。

令和3年5月14日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
坂出市加茂土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）東杉尾地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）仏願地区
坂出市松山土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）新開神谷地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）新開高屋地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）墨坪池地区